

変更案

現行

第1 総則  
1～8 (略)  
第2 周波数割当表  
1～7 (略)  
第1表 (略)

第1 総則  
1～8 (略)  
第2 周波数割当表  
1～7 (略)  
第1表 (略)

第2表 27.5MHz～10000MHz

第2表 27.5MHz～10000MHz

国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)
90-108 <u>放送 J13A</u>	放送用	
(略)	(略)	(略)
170-205 <u>移動</u>	公共業務用 <u>一般業務用</u>	
205-222 <u>放送 J13A</u>	放送用	
(略)	(略)	(略)
470-710 J32 J46A <u>放送 J13A</u> J75 <u>陸上移動</u>	放送事業用 放送用 放送事業用 (特 定ラジオライク 用及びデジタル 特定ラジオライ ク用) 一般業務用 (特 定ラジオライク 用及びデジタル 特定ラジオライ ク用)	
710-714 J46A	陸上移動 <u>放送 J13B</u> <u>J73B</u> 電気通信業務用 (エリア放送用) 放送用 (エリア 放送用)	放送事業用 (特 定ラジオライク)

国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)
90-108 <u>放送 J13A</u>	放送用	
(略)	(略)	(略)
170-205 <u>放送 J13A</u> <u>J37C</u> <u>移動 J58A</u> <u>J58D</u>	公共業務用 <u>放送用</u> 一般業務用	
205-222 <u>放送 J13A</u> <u>J37A</u>	放送用	
(略)	(略)	(略)
470-710 J32 J46A <u>放送 J13A</u> <u>J75</u> <u>陸上移動</u> <u>J73A</u>	放送事業用 放送用 放送事業用 (特 定ラジオライク 用及びデジタル 特定ラジオライ ク用) 一般業務用 (特 定ラジオライク 用及びデジタル 特定ラジオライ ク用)	
710-714 J46A	陸上移動 <u>放送 J13B</u> <u>J73B</u> 電気通信業務用 (エリア放送用) 放送用 (エリア 放送用)	放送事業用 (特 定ラジオライク)

	放送 J13A J75B	放送用	用及びデジタル 特定ラジオアイ ク用) 一般業務用 (特 定ラジオアイク 用及びデジタル 特定ラジオアイ ク用)	
714-750 J46A	移動 J75F 放送 J13A J75B	電気通信業務用 (携帯無線通信 用) 放送用	電気通信業務用 (携帯無線通信用) ～ の割当ては、別表10-2による。	
750-770 J46A	陸上移動 J75F 放送 J13A J75B	公共業務用 (700MHz帯高度道路交通システム用) 一般業務用 (700MHz帯高度道路交通システム用) 小電力業務用 (700MHz帯高度道路交通システム用)	小電力業務用 (700MHz帯高度道路交通システム用) ～の割当ては、別表8-10による。	
770-806	移動 J74A 放送 J13A J75B	電気通信業務用 (携帯無線通信用) 放送事業用 (一般業務用 (特定ラジオアイク用及びデジタル特定ラジオアイク用)	電気通信業務用 (携帯無線通信用) ～の割当ては、別表10-2による。 一般業務用 (特定ラジオアイク用) ～の割当ては、779-788MHz帯及び797-806MHz帯に限る。 放送事業用及び一般業務用 (特定ラジオアイク用及びデジタル特定ラジオアイク用) によるこの周波数帯の使用は平成31年3月31日までに限る。	
810-850 J58	(略)	(略)	(略)	電気通信業務用 (携帯無線通信用) ～の割当ては、別表10-2による。
	放送 J13A J75B	放送用	用及びデジタル 特定ラジオアイ ク用) 一般業務用 (特 定ラジオアイク 用及びデジタル 特定ラジオアイ ク用)	
714-750 J46A	移動 J74 J75F 放送 J13A J75B	電気通信業務用 (携帯無線通信 用) 放送用	電気通信業務用 (携帯無線通信用) ～ の割当ては、別表10-2による。	
750-770 J46A	陸上移動 J73A J75F 放送 J13A J75B	公共業務用 (700MHz帯高度道路交通システム用) 一般業務用 (700MHz帯高度道路交通システム用) 小電力業務用 (700MHz帯高度道路交通システム用)	小電力業務用 (700MHz帯高度道路交通システム用) ～の割当ては、別表8-10による。	
770-806	移動 J74 J74A 放送 J13A J75B	電気通信業務用 (携帯無線通信用) 放送事業用 (一般業務用 (特定ラジオアイク用及びデジタル特定ラジオアイク用)	電気通信業務用 (携帯無線通信用) ～の割当ては、別表10-2による。 一般業務用 (特定ラジオアイク用) ～の割当ては、779-788MHz帯及び797-806MHz帯に限る。 放送事業用及び一般業務用 (特定ラジオアイク用及びデジタル特定ラジオアイク用) によるこの周波数帯の使用は平成31年3月31日までに限る。	
810-850 J58	(略)	(略)	(略)	電気通信業務用 (携帯無線通信用) ～の割当ては、別表10-2による。ただし、810-818MHz帯及び843-846MHz帯の

850-860 158	移動 J58C	一般業務用 (MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用)	この周波数帯の使用は、930-940MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、平成30年3月31日までは905-915MHz帯と対の二周波方式に使用することができ	使用は、平成24年7月24日までは、810-818MHz帯については940-948MHz帯と、843-846MHz帯については898-901MHz帯とそれぞれ対の二周波方式に限る。
860-895 158 J74C	移動 J58C	電気通信業務用 (携帯無線通信用)	電気通信業務用 (携帯無線通信用) の割当ては、別表10-2による。	この周波数帯の使用は、平成24年7月25日から930-940MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、平成30年3月31日までは905-915MHz帯と対の二周波方式に使用することができる。
895-915 158	移動 J58C J74D	電気通信業務用 (携帯無線通信用) 簡易無線通信業務用 (パーソナル無線用) 一般業務用 (MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用)	電気通信業務用 (携帯無線通信用) の割当ては、別表10-2による。 簡易無線通信業務用 (パーソナル無線用) への割当ては、別表7-4による。	電気通信業務用 (携帯無線通信用) によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月25日までは98-901MHz帯とし、843-846MHz帯と対の二周波方式に限る。
915-930 158	移動 J58C	簡易無線通信業務用 (小電力業務用) (テレビメーター用)	簡易無線通信業務用への割当ては、別表7-5による。 小電力業務用 (テレビメーター用、テレビメーター用) 及びデータ伝送用) への	電気通信業務用 (携帯無線通信用) によるこの周波数帯の使用は、915-925MHz帯とし、860-870MHz帯と対の二周波方式に限る。

850-860 158	移動 J58C	一般業務用 (MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用)	この周波数帯の使用は、平成24年7月25日から930-940MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、平成30年3月31日までは905-915MHz帯と対の二周波方式に使用することができ	使用は、平成24年7月24日までは、810-818MHz帯については940-948MHz帯と、843-846MHz帯については898-901MHz帯とそれぞれ対の二周波方式に限る。
860-895 158 J74C	移動 J58C	電気通信業務用 (携帯無線通信用)	電気通信業務用 (携帯無線通信用) の割当ては、別表10-2による。	この周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは915-925MHz帯と対の二周波方式に限る。
895-915 158	移動 J58C J74D	電気通信業務用 (携帯無線通信用) 簡易無線通信業務用 (パーソナル無線用) 一般業務用 (MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用)	電気通信業務用 (携帯無線通信用) の割当ては、別表10-2による。 簡易無線通信業務用 (パーソナル無線用) への割当ては、別表7-4による。	電気通信業務用 (携帯無線通信用) によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月25日からは98-901MHz帯とし、843-846MHz帯と対の二周波方式に限る。
915-930 158	移動 J58C	電気通信業務用 (携帯無線通信用) (簡易無線通信業務用)	電気通信業務用 (携帯無線通信用) によるこの周波数帯の使用は、915-925MHz帯とし、860-870MHz帯と対の二周波方式に限る。	電気通信業務用 (携帯無線通信用) によるこの周波数帯の使用は、915-925MHz帯とし、860-870MHz帯と対の二周波方式に限る。

			<p>テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用) 一般業務用 (移動体識別用)</p>	<p>の割当ては、別表9-1による。 小電力業務用 (移動体識別用) への割当ては、別表9-7による。 一般業務用 (移動体識別用) への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表6-2による。</p>
930-940 J58	移動 J58C	<p>一般業務用 (MCA陸上移動通信、デジタルMCA陸上移動通信用)</p>	<p>この周波数帯の使用は、850-860MHz帯と対の二周波方式に限る。</p>	
940-960 J58 J74C	移動 J58C J74D J74E	<p>電気通信業務用 (携帯無線通信用) (携帯無線通信用) 簡易無線通信業務用 (移動体識別用) 小電力業務用 (テレメータ用、テレレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用) 一般業務用 (移動体識別用)</p>	<p>電気通信業務用 (携帯無線通信用) への割当ては、別表10-2による。 簡易無線通信業務用 (移動体識別用) への割当ては、別表7-6による。 小電力業務用 (テレメータ用、テレレコントロール用及びデータ伝送用) への割当ては、別表9-1による。 小電力業務用 (移動体識別用) への割当ては、別表9-7による。 一般業務用 (移動体識別用) への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表6-2による。 簡易無線通信業務用 (移動体識別用) 小電力業務用 (テレメータ用、テレレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用) 及び一般業務用 (移動体識別用)</p>	
940-960 J58 J74C	移動 J58C J74D J74E	<p>電気通信業務用 (携帯無線通信用) (携帯無線通信用) 簡易無線通信業務用 (移動体識別用) 小電力業務用 (テレメータ用、テレレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用) 一般業務用 (移動体識別用)</p>	<p>電気通信業務用 (携帯無線通信用) によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは940-948MHz帯と810-818MHz帯と対の二周波方式に限る。 平成24年7月25日からとする。</p>	
930-940 J58	移動 J58C	<p>一般業務用 (MCA陸上移動通信、デジタルMCA陸上移動通信用)</p>	<p>この周波数帯の使用は、850-860MHz帯と対の二周波方式に限るものとし、平成24年7月25日からとする。</p>	
940-960 J58 J74C	移動 J58C J74D J74E	<p>電気通信業務用 (携帯無線通信用) (携帯無線通信用) 簡易無線通信業務用 (移動体識別用) 小電力業務用 (テレメータ用、テレレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用) 一般業務用 (移動体識別用)</p>	<p>電気通信業務用 (携帯無線通信用) への割当ては、平成24年7月25日からは別表10-2による。 簡易無線通信業務用 (移動体識別用) への割当ては、別表7-6による。 小電力業務用 (テレメータ用、テレレコントロール用及びデータ伝送用) への割当ては、別表9-1による。 小電力業務用 (移動体識別用) への割当ては、別表9-7による。 一般業務用 (移動体識別用) への割当ては、別表9-7による。</p>	

	固定	放送事業用	この周波数帯の使用は、958-960MHz帯とし、平成27年11月30日までに限る。
(略)	(略)	(略)	(略)
1885-1980 199	移動 J99A J99B	電気通信業務用 (PHS用、携帯無線通信用) 小電力業務用 (デジタルコードレス電話用、PHS用)	小電力業務用(デジタルコードレス電話用)への割当ては、別表8-6による。電気通信業務用(PHS用)及び小電力業務用(PHS用)への割当ては、別表8-7による。電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。
(略)	(略)	(略)	(略)
2545-2655 174C J108A	移動(航空移動を除く。) J108A	電気通信業務用 (広帯域移動無線アセスメント用)	
(略)	(略)	(略)	(略)
5850-5925 133	固定	電気通信業務用 放送事業用	
	移動	放送事業用	
	固定衛星(地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)
6425-6570 1130	固定	電気通信業務用 放送事業用	

	固定	放送事業用	では、構内無線局に限るものとし、別表6-2による。簡易無線通信業務用(移動体識別用)、小電力業務用(テレメーター用、テレシフトロー用及びデータ伝送用並びに移動体識別用)及び一般業務用(移動体識別用)によるこの周波数帯の使用は、平成30年3月31日までに限る。
(略)	(略)	(略)	(略)
1885-1980 199	移動 J99A J99B	電気通信業務用 (PHS用、携帯無線通信用) 小電力業務用 (デジタルコードレス電話用、PHS用)	小電力業務用(デジタルコードレス電話用)への割当ては、別表8-6による。電気通信業務用(PHS用)及び小電力業務用(PHS用)への割当ては、別表8-7による。ただし、1915.85MHz以上1919.45MHz以下の周波数帯の使用については、平成24年5月31日までに限る。電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10-2による。
(略)	(略)	(略)	(略)
2545-2625 174C J108A	移動(航空移動を除く。) J108A	電気通信業務用 (広帯域移動無線アセスメント用)	
2625-2655	移動(航空移動を除く。)	電気通信業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)
5850-5925 133	固定	電気通信業務用 放送事業用	電気通信業務用によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月25日からとする。
	移動	放送事業用	
	固定衛星(地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)
6425-6570 1130	固定	電気通信業務用 放送事業用	電気通信業務用によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月25日からとする。

	固定衛星（地球から宇宙） 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
(略)	(略)	(略)	(略)
6870-7075	固定	電気通信業務用 放送事業用	
	固定衛星（地球から宇宙） J122 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
7075-7125	固定	電気通信業務用 放送事業用	
	移動	放送事業用	
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 10GHz～275GHz

国内分配 (GHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(4)	(5)	(6)
(略)	(略)	(略)
78-79 J32 J207	無線標準 公共業務用 小電力業務用（ミリ波レーダー用） 一般業務用	小電力業務用（ミリ波レーダー用）への割当ては、別表9-8による。
	アマチュアアマチュア衛星	
	電波天文	
	宇宙研究（宇宙から地球）	
79-81 J32	電波天文 無線標準 公共業務用 小電力業務用（ミリ波レーダー用） 一般業務用	小電力業務用（ミリ波レーダー用）への割当ては、別表9-8による。

	固定衛星（地球から宇宙） 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
(略)	(略)	(略)	(略)
6870-7075	固定	電気通信業務用 放送事業用	電気通信業務用によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月25日からとする。
	固定衛星（地球から宇宙） J122 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
7075-7125	固定	電気通信業務用 放送事業用	電気通信業務用によるこの周波数帯の使用は、平成24年7月25日からとする。
	移動	放送事業用	
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 10GHz～275GHz

国内分配 (GHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(4)	(5)	(6)
(略)	(略)	(略)
78-79 J32 J207	無線標準 公共業務用 一般業務用	
	アマチュアアマチュア衛星	
	電波天文	
	宇宙研究（宇宙から地球）	
79-81 J32	電波天文 無線標準 公共業務用 一般業務用	

	アパチユア アパチユア 衛星	アパチユア業務 用	
	宇宙研究（ 宇宙から地 球）	公共業務用 一般業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J1～J37 (略)

J37A (未使用)

J37B (略)

J38～J58 (略)

J58A (未使用)

J58B・J58C (略)

J59～J73 (略)

J73A (未使用)

J73B (略)

	アパチユア アパチユア 衛星	アパチユア業務 用	
	宇宙研究（ 宇宙から地 球）	公共業務用 一般業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J1～J37 (略)

J37A

放送業務(テレビジョン放送に限る。)によるこの周波数帯の使用は、2011年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、2012年3月31日まで使用することができる。

J37B (略)

J37C

放送業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、2012年3月31日まで使用することができる。

J38～J58 (略)

J58A

移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月25日からとする。

J58B・J58C (略)

J58D

この周波数帯における移動業務の局は、2012年3月31日までは、この周波数帯を使用する岩手県、宮城県及び福島県の区域における放送業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

J59～J73 (略)

J73A

陸上移動業務によるこの周波数帯の使用は、2012年7月25日からとする。

J73B (略)



174 (未使用)

J74A～J75A (略)

175B

この周波数帯における放送業務の使用は、岩手県及び宮城県の区域に限るものとし、2013年3月31日までとする。

J75C～J210 (略)

別表 1～7-1 (略)

別表 7-2 150MHz帯又は400MHz帯簡易無線局の周波数表

<u>154.44375MHz</u>	<u>154.45MHz</u>	<u>154.45625MHz</u>	<u>154.4625MHz</u>	<u>154.46875MHz</u>	<u>154.47MHz</u>
<u>154.475MHz</u>	<u>154.48125MHz</u>	<u>154.4875MHz</u>	<u>154.49MHz</u>	<u>154.49375MHz</u>	<u>154.5MHz</u>
<u>154.50625MHz</u>	<u>154.51MHz</u>	<u>154.5125MHz</u>	<u>154.51875MHz</u>	<u>154.525MHz</u>	<u>154.53MHz</u>
<u>154.53125MHz</u>	<u>154.5375MHz</u>	<u>154.54375MHz</u>	<u>154.55MHz</u>	<u>154.55625MHz</u>	<u>154.5625MHz</u>
<u>154.56875MHz</u>	<u>154.57MHz</u>	<u>154.575MHz</u>	<u>154.58125MHz</u>	<u>154.5875MHz</u>	<u>154.59MHz</u>
<u>154.59375MHz</u>	<u>154.6MHz</u>	<u>154.60625MHz</u>	<u>154.61MHz</u>	<u>154.6125MHz</u>	
465.0375MHz	465.05MHz	465.0625MHz	465.075MHz	465.0875MHz	465.1MHz
465.1125MHz	465.125MHz	465.1375MHz	465.15MHz	468.55MHz	468.5625MHz
468.575MHz	468.5875MHz	468.6MHz	468.6125MHz	468.625MHz	468.6375MHz
468.65MHz	468.6625MHz	468.675MHz	468.6875MHz	468.7MHz	468.7125MHz
468.725MHz	468.7375MHz	468.75MHz	468.7625MHz	468.775MHz	468.7875MHz
468.8MHz	468.8125MHz	468.825MHz	468.8375MHz	468.85MHz	

別表 7-3-1～8-6 (略)

別表 8-7 PHSの陸上移動局の周波数表

1884.65MHz以上1915.55MHz以下の周波数であって、1884.65MHz及び1884.65MHzに300kHzの自然数倍を加えたもの

別表 8-8～9-7 (略)

174

J74A～J75A (略)

175B

放送業務によるこの周波数帯の使用は、2012年7月24日までに限る。ただし、岩手県及び宮城県の区域においては、2013年3月31日まで使用することができる。

J75C～J210 (略)

別表 1～7-1 (略)

別表 7-2 150MHz帯又は400MHz帯簡易無線局の周波数表

<u>154.45MHz</u>	<u>154.47MHz</u>	<u>154.49MHz</u>	<u>154.51MHz</u>	<u>154.55MHz</u>	<u>154.57MHz</u>
<u>154.59MHz</u>	<u>154.61MHz</u>				
465.0375MHz	465.05MHz	465.0625MHz	465.075MHz	465.0875MHz	465.1MHz
465.1125MHz	465.125MHz	465.1375MHz	465.15MHz	468.55MHz	468.5625MHz
468.575MHz	468.5875MHz	468.6MHz	468.6125MHz	468.625MHz	468.6375MHz
468.65MHz	468.6625MHz	468.675MHz	468.6875MHz	468.7MHz	468.7125MHz
468.725MHz	468.7375MHz	468.75MHz	468.7625MHz	468.775MHz	468.7875MHz
468.8MHz	468.8125MHz	468.825MHz	468.8375MHz	468.85MHz	

別表 7-3-1～8-6 (略)

別表 8-7 PHSの陸上移動局の周波数表

1884.65MHz以上1919.45MHz以下の周波数であって、1884.65MHz及び1884.65MHzに300kHzの自然数倍を加えたもの

別表 8-8～9-7 (略)



別表 9-8 ミリ波レーダー用特定小電力無線局の周波数表

60.5GHz	76.5GHz	<u>79.5GHz</u>
---------	---------	----------------

別表 9-9-10-1 (略)

別表 10-2 携帯無線通信 (二周波方式のものに限る。) 用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
718MHzを超え748MHz以下	773MHzを超え803MHz以下
815MHzを超え845MHz以下	860MHzを超え890MHz以下
900MHzを超え915MHz以下	945MHzを超え960MHz以下
1427.9MHzを超え1462.9MHz以下	1475.9MHzを超え1510.9MHz以下
<u>1744.9MHz</u> を超え1784.9MHz以下	<u>1839.9MHz</u> を超え1879.9MHz以下
1920MHzを超え1980MHz以下	2110MHzを超え2170MHz以下

別表 10-3-11-3 (略)

別表 11-4 デジタルMCA陸上移動通信用の周波数の使用地域

関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域
---------------------------------------

国際周波数分配の脚注 (略)

第 3・4 (略)

別表 9-8 ミリ波レーダー用特定小電力無線局の周波数表

60.5GHz	76.5GHz
---------	---------

別表 9-9-10-1 (略)

別表 10-2 携帯無線通信 (IMT-2000のうち二周波方式のものに限る。) 用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
718MHzを超え748MHz以下	773MHzを超え803MHz以下
815MHzを超え845MHz以下	860MHzを超え890MHz以下
900MHzを超え915MHz以下	945MHzを超え960MHz以下
1427.9MHzを超え1462.9MHz以下	1475.9MHzを超え1510.9MHz以下
<u>1749.9MHz</u> を超え1784.9MHz以下	<u>1844.9MHz</u> を超え1879.9MHz以下
1920MHzを超え1980MHz以下	2110MHzを超え2170MHz以下

別表 10-3-11-3 (略)

別表 11-4 デジタルMCA陸上移動通信用の周波数の使用地域

北海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、 <u>中国総合通信局</u> 及び九州総合通信局の管轄区域
---

国際周波数分配の脚注 (略)

第 3・4 (略)

(参考)  
国内周波数分配の脚注

J13A  
放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第2項第5号イに規定する周波数とする。

J13B  
放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第2項第5号ロに規定する周波数とする。

J32  
13360-13410kHz、25550-25670kHz、37.5-38.25MHz、73-74.6MHz、322-328.6MHz、406.1-410MHz、608-614MHz、1330-1400MHz、1610.6-1613.8MHz、1660-1670MHz、1718.8-1722.2MHz、2655-2690MHz、3260-3267MHz、3332-3339MHz、3345.8-3352.5MHz、4825-4835MHz、4950-4990MHz、4990-5000MHz、6650-6675.2MHz、10.6-10.68GHz、14.47-14.5GHz、22.01-22.21GHz、22.21-22.5GHz、22.81-22.86GHz、23.07-23.12GHz、31.2-31.3GHz、31.5-31.8GHz、36.43-36.5GHz、42.5-43.5GHz、42.77-42.87GHz、43.07-43.17GHz、43.37-43.47GHz、48.94-49.04GHz、76-86GHz、92-94GHz、94.1-100GHz、102-109.5GHz、111.8-114.25GHz、128.33-128.59GHz、129.23-129.49GHz、130-134GHz、136-148.5GHz、151.5-158.5GHz、168.59-168.93GHz、171.11-171.45GHz、172.31-172.65GHz、173.52-173.85GHz、195.75-196.15GHz、209-226GHz、241-250GHz及び252-275GHzの周波数帯の使用は、電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能なすべての措置を執らなければならない。宇宙局又は航空機上の局からの電波の発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る(無線通信規則第4.5号、第4.6号及び第29条参照)。

J33  
13553-13567kHz(中心周波数13560kHz)、26957-27283kHz(中心周波数27120kHz)、40.66-40.70MHz(中心周波数40.68MHz)、2400-2500MHz(中心周波数2450MHz)、5725-5875MHz(中心周波数5800MHz)及び24-24.25GHz(中心周波数24.125GHz)の周波数帯は、産業科学医療用(ISM)の使用に指定する。これらの周波数帯で運用する無線通信業務は、この使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければならない。

J58  
この周波数帯は、移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。

J58C  
806-960MHzの周波数帯は、一部をIMTに使用することができる(決議第224(WRC-07、改)及び決議第749(WRC-07)参照)。

J73B  
放送業務の電気通信業務用(エリア放送用)及び放送用(エリア放送用)によるこの周波数帯の使用は、2013年4月1日以降、470-710MHzの周波数帯を使用する陸上移動業務の放送事業用(特定ラジオブレイク用及びデジタル特定ラジオブレイク用)及び一般業務用(特定ラジオブレイク用及びデジタル特定ラジオブレイク用)の局に対し、有害な混信を生じさせはならず、また、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

J74A  
770-806MHzの周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2019年3月31日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせはならない。

J74C  
この周波数帯は、電気通信業務用を法第6条第1項に規定する主たる目的とする移動業務の局に限り、放送用又は電気通信業務用を同項に規定する従たる目的として行う放送業務に使用することができる。この場合において、当該周波数帯の周波数は、法第26条第2項第5号ロに規定する周波数とする。

- J174D  
905-915MHz及び950-958MHzの周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2018年3月31日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。
- J174E  
958-960MHzの周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2015年11月30日までは、この周波数帯を使用する固定業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。
- J175F  
この周波数帯における移動業務の局は、2013年3月31日までは、この周波数帯を使用する岩手県及び宮城県における放送業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。
- J199  
1885-2025MHz及び2110-2200MHzの周波数帯は、IMTに使用することができる。この場合は、決議第212(WRC-97、改)に従わなければならない(決議第223(WRC-2000)参照)。
- J199A  
決議第221(WRC-03、改)に従い、1885-1980MHz、2010-2025MHz及び2110-2170MHzの周波数帯は、IMT-2000を提供する基地局としての高高度プラットフォーム局(HAPS)に使用することができる。
- J199B  
無線通信規則第5.388B号に掲げる国の固定業務及びIMT-2000を提供する移動局を含む移動業務を同一チャネル干渉から保護するため、1885-1980MHz、2010-2025MHz及び2110-2170MHzの周波数帯においてIMT-2000を提供する基地局として運用する高高度プラットフォーム局(HAPS)は、HAPSの通告時点で影響を受ける主管庁の明確な同意がない場合、国境外の地表面で-127dB(W/(m<sup>2</sup>・MHz))の同一チャネル電力束密度を超えてはならない。
- J1084  
移動業務の局による2545-2555MHzの周波数帯の使用は、2505-2535MHzの周波数帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。
- J1122  
無線通信規則第5.441号を参照すること。
- J1130  
6425-6429MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、標準周波数観測衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。
- J1207  
78-79GHzの周波数帯は、一次業務で地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の宇宙局のリーダーにも使用することができる。